

○野田市長の事務を委任する規則

- 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、次の事務を教育委員会に委任する。
- （1） 野田市文化会館の管理運営に関すること。
 - （2） 野田市勤労青少年ホームの管理運営に関すること。
 - （3） 野田市青年館の管理運営に関すること。
 - （4） 有害図書規制に関すること。
 - （5） 総合公園の公園施設の管理運営に関すること。
 - （6） 野田市青少年問題協議会の運営に関すること。
 - （7） 野田市中野台 168 番地の 1 に位置する複合施設の維持管理に関すること。
 - （8） 野田市コミュニティ会館の管理運営に関すること。
 - （9） 野田市市民会館の管理運営に関すること。
 - （10） 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
 - （11） 総合教育会議の運営に関すること。

○野田市教育委員会行政組織規則

（部及び課の分掌事務）

第 5 条 部及び課の分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

別表第 1 （第 5 条）

部	課	分掌事務
生涯学習部	教育総務課	1 教育委員会の会議に関すること。 2 委員及び教育長の秘書事務に関すること。 3 教育委員会の規則の制定又は改廃に関すること。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">4 教育委員会の基本的計画の総括に関するこ
と。5 職員の任免、給与その他人事に関するこ
と。6 文書の受発及び保存に関するこ
と。7 公印の管守に関するこ
と。8 事務局及び教育機関等の調整及び庶務に関
するこ
と。9 教育行政に関する相談に関するこ
と。10 教育施設の建設に関するこ
と。11 学校施設の維持管理に関するこ
と。12 学校施設の補助金及び起債に関するこ
と。13 教育委員会の所掌にかかわる予算に関する
こ
と。14 教育財産にかかわる台帳、図面等の整備保
管に関するこ
と。15 統計及び調査に関するこ
と。16 <u>教育、学術及び文化の振興に関する総合的
な施策の大綱の策定に関するこ
と。</u>17 <u>総合教育会議の運営に関するこ
と。</u>18 部の庶務に関するこ
と。19 委員会内他部課に属しないこ
と。 |
|--|---|